

令和2年

行方市農業委員会

第12回総会会議録

(令和2年12月23日)

令和2年12月23日 行方市農業委員会第12回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第96号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第97号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第98号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第99号	現況証明願について
議案第100号	令和元年度基礎調査の結果に伴う農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第101号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第102号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第103号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第52号	農業法第5条の規定による許可の取消願の受理について
報告第53号	地目変更登記に係る照会に対する回答について
報告第54号	地目変更登記に係る照会に対する回答について
報告第55号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第56号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第57号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第58号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平 塚 実	2番 横 瀬 忠 美	3番 古 渡 武 文
4番 内 藤 宏 一	6番 中 城 かおり	7番 風 間 啓 次
8番 根 本 正 義	9番 小 沼 正 二	10番 郡 司 正 彦
11番 椎 名 勇	12番 吉 田 正 弘	13番 高 塚 利 英
14番 根 崎 和 枝	15番 方波見 弘 子	16番 原 文 夫
17番 清 水 量	18番 横 山 司	19番 山 野 貴 司

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

(会長挨拶)

事務局

それでは、定刻になりましたので、進めていきたいと思えます。

ただいまより、令和2年行方市農業委員会第12回総会を開会させていただきます。

会長	<p>総会議事日程第2、会長挨拶。清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>改めまして、こんにちは。</p> <p>年末の年越しということで、大変お忙しいところ、第12回の総会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日頃より農業委員会活動にはご協力をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>今年もあと少しということで、振り返ってみますれば、今年1年、感染症というようなことで、何事も制約がある中、農業委員活動も行ってきたわけではありますが、一番残念なのは、親しくお話しをする機会がなかったということで、いろんな意見を吸い上げることができていなかったのかなど、そういうところは大変残念だったなというふうに思っております。</p> <p>ぜひとも、年末年始は静かに、静かにお過ごしくださいということのようでございますので、もう少しね、慎重に気をつけて生活をしなければいけないということがあると思います。</p> <p>来年は、農業委員の皆様方、また農業委員会にとって、良い年になることを心より願って、総会前に一言ご挨拶させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>(経過報告)</p> <p>日程第3、経過報告。</p> <p>別紙12月行事経過報告により説明いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>12月9日、市長への要望書提出及び意見交換会、麻生庁舎で役員と事務局で行いました。また、同じく12月9日、役員会、麻生庁舎で役員と事務局で行いました。</p> <p>12月11日、第11回口頭弁論、水戸地方裁判所において清水会長と事務局で出席しております。</p> <p>12月18日、人・農地プラン実質化推進セミナー、ザ・ヒロサワ・シティ会館において、農業委員、推進事務局で参加をしております。</p> <p>12月23日、第12回総会、本日の総会でございます。全農業委員、事務局出席で開会しております。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
事務局	<p>(議長の選出)</p> <p>日程第4に入ります。</p> <p>議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
	<p>(資格審査報告)</p>

議 長 それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は0名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
9番小沼正二委員 10番郡司正彦委員

(書記の選出)

議 長 総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命いたします。

(議事日程報告)

議 長 議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

(議案の審議)

議 長 それでは、早速議案の審議に入ります。

(議案第96号)

議 長 議案第96号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第96号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。))。

議 長 事務局からございましたように、議案の朗読は省略をさせていただいて、議事に早速入らせていただきます。1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 番 1番、平塚です。第1項の調査報告をいたします。

譲受人は市内天掛在住60代、農業の男性です。譲渡人は市内島並在住60代、農業の男性です。申請事由は、議案書のとおり、農業経営の規模拡大で、売買による所有権移転です。当該申請地は、県道水戸神栖線のつばさクリニックの裏手100mほどいったところの畑です。取得後の経営面積は、280aです。通作距離は約6km、8分ほどです。必要書類も添付されており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 調査の結果は、通作時間も8分ということで、問題はないものであるということで

		<p>ございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。（全員一致）</p> <p>長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
全 議		
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	<p>11番、椎名です。第2項の調査報告をします。</p> <p>受人は行方市島並在住、71歳、農業の男性です。渡人は徳島県美馬市在住、65歳の女性です。申請事由は、記載のとおり、農業経営の規模拡大をし、経営の安定を図るです。区分は贈与による所有権の移転であります。権利取得後の経営面積は、148aになります。年間作業日数240日、また、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
4	4番	<p>4番、内藤です。第3項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人の方は市内羽生に在住する41歳、兼業農家の男性です。譲渡人は同じく市内羽生に在住する67歳、無職の女性です。申請事由については記載のとおりですが、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るということです。区分は贈与による所有権移転です。渡人の方は、女性でもあり、引継ぎの耕作はできないということで、これまでも譲受人に賃借しておりましたが、この機会に譲受人に贈与により譲りたいということでございました。現場は、ちょうど羽生郵便局から霞ヶ浦に向かって100mぐらいのところでございます。調査の結果、何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	<p>10番、郡司です。第4項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は58歳、行方市井上に在住し、地方公務員兼農業の方です。露地野菜などを40数aほど営農しております。譲渡人は73歳、同市井上に在住する農業の方です。申請事由は農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>

議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。5項の調査報告をいたします。 譲受人は市内成田に在住し、農業をしている66歳の方であります。主に、水稻、ネギ等を1,500a耕作しております。譲渡人は農林振興公社であります。申請理由は、農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権の移転をしたいというものであります。問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第6項の調査報告いたします。 譲受人は行方市玉造甲に住む71歳の農業をやっている男性の方です。譲渡人は東海村に住む56歳の会社員の男性です。受人は、水稻328a、サツマイモ33aをやっていて、農機具もそろっており、申請理由は農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分は売買による所有権移転でございます。何ら問題がないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないもの、そういうことでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、風間です。7項の調査報告をいたします。 譲受人は市内芹沢地区在住78歳、農業の男性です。214aで露地野菜を耕作しています。譲渡人は石岡市に在住の63歳、パートの女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため、売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。

議	長	次に、8項、9項は関連がございますので、一括して見るといたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、郡司です。第8項、第9項は関連がありますから、一括してご報告いたします。 8項、9項の譲受人は69歳、行方市荒宿に在住し、会社役員兼農業の方です。花木や水稲、露地野菜など、490aほど営農しております。第8項の譲渡人は64歳、同市西蓮寺に在住し、農業の方です。第9項の譲渡人は89歳、同市井上に在住し、農業の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分はどちらとも売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第10項の調査報告をします。 譲受人は銚田市在住、73歳、農業の男性です。家族5人で388a、露地野菜を作付けしています。譲渡人はさいたま市在住、69歳の女性です。経営の規模拡大し、経営の安定を図るため、売買にて、所有権移転で申請されたものです。通作距離は7分くらいで、農機具等もそろっており、許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上。
議	長	調査の結果は、通作距離も7分程度で許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、根本です。第11項について調査報告をいたします。本件は、吉田委員に協力をいただき、調査してまいりました。 第11項、譲受人は市内行戸在住、39歳の農業兼会社員の女性。譲渡人は同じく行戸在住、85歳、農業の男性。2人は同居の親子になります。土地は、行戸地内の田、畑、全3筆、6,764㎡です。申請事由は、経営の移譲で、区分は贈与による所有権の移転であります。譲受人は、勤めながら夫婦で年間160日程度農業に従事しており、父が高齢で病気になったので、経営を譲り受けたいということがあります。調査の結果、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議 3	長 番	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、古渡です。第12項の調査報告をいたします。 譲受人は行方市玉造甲に住む74歳の農業をやっている男性です。譲渡人は茨城県日立市に住む56歳の会社員の男性です。受人は、田171a、畑19aをやっているそうです。申請理由は、農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権移転でございます。移動距離も自宅から1.5km、5分くらいの場所です。何ら問題がないと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第97号) 議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議 長	議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、早速審議に入ります。1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、平塚です。第1項、第2項、関連がありますので、併せて調査報告をいたします。この調査には、横山委員の協力をいただきました。 まずは、第1項についてですが、譲受人は行方市天掛在住、60代、建材会社経営の男性です。譲渡人は行方市島並在住、80代、農業の男性です。申請事由は議案書のとおり砂利採取場で3年間の一時転用で、区分は使用貸借権です。当該土地は、県道水戸神栖線の麻生中学校入り口交差点付近から100mほど入った畑で、1万1,510㎡ございます。必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。 続きまして、第2項ですが、譲受人は行方市天掛在住、60代、建材会社経営の男性です。譲渡人は行方市玉造甲在住、60代、農業の男性です。申請事由は、議案書のとおり砂利採取場で3年間の一時転用で、区分は使用貸借権です。当該土地は第1項の奥に隣接した畑で、1万661㎡のうち8,247㎡の畑です。必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。

議	長	1項、2項とも委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上。
全	員	調査の結果は、必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。(全員一致)
全	員	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、山野です。第3項について調査報告をいたします。 この案件については、11月の総会で許可を得た案件でございます。今回、権利の設定の変更のため、再度申請されたものでございます。借受人は、東京港区の法人の方です。借渡人については、年齢59歳、市内石神在住、会社員の方でございます。変更理由については、議案書に記載のとおり区分が地上権に変更になるわけでございます。ほかに変更はございません。調査の結果、関係書類についても整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
3	3番	3番、古渡です。第4項の調査報告をいたします。この案件には、高塚委員に同行していただきました。 譲受人は行方市玉造甲に住む32歳の会社員の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む71歳の農業の男性です。土地は玉造中学校から西へ300mぐらい行ったところ。申請理由は自己用住宅になります。区分は売買による所有権移転でございます。必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	これは、500㎡のこの現状、周りが傾斜地か何かで利用できないということで、846㎡が許可ができる案件だということなんですよね。はい、分かりました。 調査の結果は許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、横山です。第5項の調査報告をいたします。調査には平塚委員の協力をいただきました。 譲受人、市内蔵川在住の30代の会社員の男性の方、譲渡人、同市蔵川の70代の男性。両名の関係は同居の親子になります。申請事由は記載のとおり自己用住宅の

建築で、区分は売買による所有権移転となります。現在、同居しておりますが、子どもが成長して手狭となり、自己用住宅の建築を考えて探したところ、隣接する父親の畑が最適と考え、相談したところ承諾を得られたので、今回の申請と決定いたしました。場所は、麻生東小学校より約100mほどのところで、現況は荒地となっております。必要書類等、許可するのに十分な書類もそろっており、平塚委員共々許可相当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

(休憩) 午後 3時 18分～午後 3時 19分

議 長 それでは、再開をいたします。

次は、6項ですか。次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、風間です。6項の調査報告をいたします。今回の調査は、根崎、内藤両委員さんとともに調査してまいりました。

譲受人は市内芹沢地区在住、45歳、自営業の男性です。譲渡人は市内芹沢地区在住、87歳、農業の男性です。申請事由は、自身の経営する自動車会社の事業拡大と大型トラックなどの修理台の増加に伴う駐車場が必要となったための申請になります。区分は賃貸借権の設定となります。場所は芹沢地区、法眼寺より北側500mほど行ったところ。周辺農地への支障はありません。必要な書類も添付され、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、原です。7項の報告をいたします。この案件につきましては、清水会長と調査してまいりました。

借受人は、銚田市で建設資材販売を営む法人の代表の53歳の方であります。貸人は、市内小貫在住の57歳の農業の男性でございます。登記地目は山林で、現況の地目は畑であります。1万9,995㎡のうちの1万2,150㎡。申請理由は土採取場で、許可日から2年間の一時転用となります。区分は使用貸借権の設定でございます。周辺農地への営農条件に支障もなく、農地復元契約書など必要書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。

	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第98号）
議 長	議案第98号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第98号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。）。
議 長	1項より7項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1 番	1番、平塚です。第1項から第7項は関連がありますので、一括して報告させていただきます。この調査には、横山委員のご協力をいただきました。 まず、第1項から第7項までの譲受人は市内天掛に存する砂利採取業の法人です。第1項の譲渡人は市内島並在住の女性、第2項の譲渡人は市内小高在住の男性、第3項の譲渡人は市内天掛在住の男性、第4項の譲渡人は鉾田市在住の男性、第5項の譲渡人は市内島並在住の男性、第6項の譲渡人は市内島並在住の男性、第7項の譲渡人は市内島並在住の男性です。第1項から第4項までの申請事由は、砂利採取のための搬出入路に係る一時転用で、使用貸借権です。第5項から第6項までの申請事由は、砂利採取場で、これらの案件は令和3年5月までの転用許可を受けているものです。砂利の販売が予定量より少なく、計画した工期に間に合わない見込みのため、3年間の期間延長をしたいとのことです。場所は、J Aなめがた麻生営農センターの西4、500mに位置します。必要書類も添付されており、特に問題はなく、許可相当と調査してまいりました。 以上、第1項から第7項まで、議員の皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	調査の結果は、1項から7項まで必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。（全員一致）
議 長	異議なしと認め、1項、2項、3項、4項、5項、6項、7項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第99号）
議 長	議案第99号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第99号 現況証明願について説明する。（別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。）。

議	長	1 項、2 項は関連がございますので、一括審議といたします。
1	4 番	1 4 番、根崎です。第1 項、2 項は関連がありますので一括報告します。この案件は、風間、内藤両委員と調査してきました。 申請人は玉造乙在住、7 0 歳、無職の女性です。3 0 年以上前より耕作されず、原野化しています。場所は、玉造中学校より、1 項は北東へ3 0 0 m、2 項は北へ1 0 0 m くらいのところ。進入路もなく、進入路も確保されておらず、復元は難しい状況にあると思われ、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。
議	長	調査の結果は、農地に復元するのは困難であり、非農地証明書は交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1 項、2 項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3 項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3 番	1 3 番、高塚です。第3 項について調査報告をいたします。調査には、古渡委員の協力で現地を確認をお願いいたしました。 申請人は市内手賀在住、農業の7 0 代の男性の方です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明です。3 0 年くらい前より、農機具等の置場として使用してしまつたとのことで、建物等もあり、農地に戻すことは難しく、非農地証明の交付相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、3 0 年ほど前より宅地として利用しており、非農地証明証を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3 項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第1 0 0 号)
議	長	議案第1 0 0 号 令和元年度基礎調査の結果に伴う農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事	務	局
		議案第1 0 0 号について説明する。 (資料説明につきましては、農林水産課より説明)
議	長	ここで、暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3 時 3 5 分～午後 3 時 4 5 分
議	長	それでは、審議を再開いたします。 ただいま説明があつたようなことなんでございますが、これについて審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議 員	異議なし。(全員一致)
長	異議なしと認め、令和元年度基礎調査の結果に伴う農業振興地域整備計画の変更に係る意見については原案のとおり異議ないものと決定いたしました。
	(議案第101号)
議 長	議案第101号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第101号について説明する。 別紙のとおりということで、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。総括表のほうでご説明させていただきます。 新規の設定で田が25件、54筆、9万6,021㎡、畑が8件、18筆、1万8,204㎡、計33件、72筆、11万4,225㎡となります。 続きまして、更新の設定で田が46件、149筆、16万6,864㎡、畑が5件、8筆、2万1,721㎡、計51件、157筆、18万8,585㎡となります。新規と更新の合計で54件、229筆、30万2,810㎡となります。 次のページの利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、農用地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 員	ただいまの説明の内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
長	異議なし。(全員一致)
長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定といたします。
	(議案第102号)
議 長	議案第102号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第102号について説明する。 別紙のとおりということで、資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。 2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明させていただきます。 新規の設定で田が7件、10筆、2万1,080㎡、畑が12件、17筆、2万7,935㎡となります。続きまして、更新の設定で、田のみ1件、1筆、1,207㎡となります。新規と更新の合計で20件、28筆、5万2,222㎡となります。 次のページの農地中間管理事業一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議 全 議	長 員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。</p>
		（議案第103号）
議	長	議案第103号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	局長	<p>議案第103号について説明する。</p> <p>別紙のとおりということで、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。</p> <p>令和2年12月8日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が28筆、5万222㎡です。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、議案第102号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。</p>
		<p>（報告第52号）（報告第53号）（報告第54号）</p> <p>（報告第55号）（報告第56号）（報告第57号）</p> <p>（報告第58号）</p>
議	長	<p>次に、報告案件に入ります。</p> <p>報告第52号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について、報告第53号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告第54号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告第55号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第56号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第58号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。</p>
事 務 局	局長	<p>報告第52号について説明する。（別紙議案書のとおり）</p> <p>報告第53号について説明する。（別紙議案書のとおり）</p>

報告第54号について説明する。(別紙議案書のとおり)
報告第55号について説明する。(別紙議案書のとおり)
報告第56号について説明する。(別紙議案書のとおり)
報告第57号について説明する。(別紙議案書のとおり)
報告第58号について説明する。(別紙議案書のとおり)

議
全
議

長 それでは、報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後4時10分

議

長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第12回総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。ご協力ありがとうございました。